

返戻金に関する事項

当社では、紹介により採用された方（求職者）が入社後、一身上の都合または自己の責めに帰すべき事由により退職された場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間および割合に応じて求人者へ返還いたします。

入社後1か月未満	80%
入社後1か月以上3か月未満	50%
入社後3か月以降6か月未満	10%

ただし、求人者による労働条件・待遇等が労働関係法令に違反し、それを理由として求職者が退職した場合には、返戻の対象外といたします。

なお、派遣先で就業中の派遣労働者を紹介した場合や、紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、本制度の適用外といたします。

また、契約内容により別途定めがある場合は、そちらを優先いたします。